

平成24年度 第17回市民活動推進審議会

日 時：平成24年10月09日（火）

午後3時00分～午後5時00分

場 所：大阪市役所 P1 共通会議室

開会 午後3時00分

○大場市民活動担当課長代理 よろしいでしょうか。それでは時間になりましたので大阪市市民活動推進審議会を開催させていただきます。

本日は委員改選後、第1回目の会合でございますので、後ほど会長を決めさせていただくまでの間、進行役を務めさせていただきます私、市民活動担当課長代理の大場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところ御出席を賜りましてありがとうございます。また、委員就任の際につきましても快くお引き受けいただきましたこと、改めてお礼を申し上げます。

まず、開会に先立ちまして当委員会のメンバー12名の定数のうち、本日9名、後ほど1名、お越しいただく予定になっております。今現在8名ですが9名の委員に御出席を賜ることとなっておりますので、まず本会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

それでは、はじめに御出席いただいております委員の方々を事務局より御紹介させていただきます。お手元のほうの資料に名簿を御用意させていただいております。そのお名前の50音順に御紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、公募委員の池田委員でございます。

○池田委員 池田です。よろしくお願いいたします。

○大場市民活動担当課長代理 公募委員の木下委員でございます。

○木下委員 木下です。よろしく申し上げます。

○大場市民活動担当課長代理 シャープ株式会社法務本部副本部長兼CSR推進室室長の渋谷委員でございます。

○渋谷委員 シャープの渋谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大場市民活動担当課長代理 財団法人大阪市コミュニティ協会副理事長の下田委員でございます。

○下田委員 下田でございます。よろしく申し上げます。

○大場市民活動担当課長代理 特定非営利活動法人ハートフレンド代表理事の徳谷委員でございます。

○徳谷委員 徳谷といたします。よろしくお願ひいたします。

○大場市民活動担当課長代理 同志社大学大学院総合政策科学研究科教授の新川委員でございます。

○新川委員 新川です。よろしく申し上げます。

○大場市民活動担当課長代理 社会福祉法人大阪ボランティア協会常務理事の早瀬委員でございます。

○早瀬委員 早瀬です。よろしく申し上げます。

○大場市民活動担当課長代理 特定非営利活動法人大阪NPOセンター理事兼事務局長の山田委員でございます。

○山田委員 山田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大場市民活動担当課長代理 日本労働組合総連合会大阪府連合会副事務局長の田中委員につきましては、遅れるということでの御連絡をいただいております。後ほど、お見えになると思います。

続きまして、本日所用により御欠席と承っております委員の方々のお名前を御紹介いたします。

大阪教育大学教育学部准教授の新崎委員でございます。

大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科准教授の石川委員でございます。

弁護士室谷委員でございます。

この3名の方につきまして御欠席ということで聞いております。

それでは、続きまして行政側の出席者を御紹介させていただきます。

村上市民局長でございます。

○村上市民局長 村上でございます。よろしくお願いいたします。

○大場市民活動担当課長代理 安田安全・市民活動担当部長でございます。

○安田安全・市民活動担当部長 安田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大場市民活動担当課長代理 世古市民活動担当課長でございます。

○世古市民活動担当課長 世古でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大場市民活動担当課長代理 野寄地域振興担当課長代理でございます。

○野寄地域振興担当課長代理 野寄と申します。よろしくお願いいたします。

○大場市民活動担当課長代理 藪田地域活動課担当係長でございます。

○藪田地域活動課担当係長 藪田でございます。よろしくお願いいたします。

○大場市民活動担当課長代理 同じく、岩永担当係長でございます。

○岩永地域活動課担当係長 岩永と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、市民活動担当課長代理の大場でございます。よろしくお願いいたします。

それではここで開会に当たりまして村上市民局長より御挨拶申し上げます。

○村上市民局長 大阪市市民活動推進審議会の開催に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本審議会の委員の皆様方には平素から大阪市政、あるいは区政の方に渡りまして格別の御理解、御協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

また、この度は大変お忙しい中、本審議会の委員をお引き受けいただいたことにつ

きましても、心から感謝申し上げる次第でございます。

皆様方には、この審議会委員へご就任をいただいてからすぐに市長の交代ということもございまして、この間、大阪市で新たな市政運営の方針が策定されるまでの間、当審議会の開催をしばらくの間、見合わせるといったようなこともございまして、この間開催までに時間を要しましたこと、おわびを申し上げますとともに状況につきまして御理解をいただきたいと存じる次第でございます。

この間、本市におきましては市会での議論を経まして、本年8月に新しい大阪市の市政運営の方針といたしまして、市政改革プランを策定し公表してまいったところでございます。

この市政改革プランの中ではニア・イズ・ベター、すなわち補完性、近接性の原理を徹底するということが基本原則といたしまして、区長に権限、財源を大幅に移譲するといったようなことで、区長が施策、事業を決定する、住民の身近なところで地域社会づくりを支えていく区政運営を行うとともに、これまでの多様な協働の取り組みを継承発展させるといったことを掲げているところでございます。

そして、地域社会の将来像といたしまして豊かなコミュニティ、あるいは対等な協働の必要性、重要性を示しまして、また、コミュニティビジネス、あるいはソーシャルビジネスの導入を促進いたしまして地域資源を循環させると、そういうことで活力ある地域社会をめざしていくということが謳われておるわけでございます。

大阪市ではこれまでも、市民活動推進基金の運営をはじめといたしまして、各種の市民活動推進のための施策を展開してまいりました。市民活動への支援や、市民活動団体との協働といったことに取り組んでまいったところでございます。しかしながら、プランに掲げております活力ある地域社会づくりを進めるためには、これまで以上に市民活動団体への支援、あるいは市民活動団体との協働の取り組みといったことをこのまま進めていくということが非常に大切である、また、必要であると考えております。

本日お集まりの皆様方におかれましては、大阪の市民活動を支援いただきまして、また実践してこられた方々と認識をいたしております。これまでに活動してこられた実績、あるいは専門的な知識、豊富な経験をこの審議会での議論にいかしていただきまして市民活動の発展、大阪市のめざしております活力ある地域社会を実現するための貴重な御意見を賜りますようお願い申し上げます、冒頭の私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○大場市民活動担当課長代理　それでは審議を進めてまいります。

まず、最初に市民活動推進審議会の会長の選任をお願いしてまいりたいと存じます。

会長の選任につきましては、お手元の資料1にあります、大阪市市民活動推進審議会規則の第2条第1項の規定によりまして、委員の皆様方の互選によりということになっております。御推挙いただきたいと思います存じますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、事務局より腹案がございますので御提案させていただいてよろしいでしょうか。

事務局といたしましては、NPO政策など幅広い公共政策に精通されており、また地方自治や市民活動にも造詣が深い新川委員に会長をお願いすることを御提案させていただきますと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございました。それでは新川委員、何とぞよろしくお願いをいたします。

それでは、新川会長には会長席へお移り願いたいと存じます。

新川会長から、一言御挨拶を頂戴いたしまして、その後に議事を進めていただきたいと思います存じます。よろしくお願いをいたします。

○新川会長　ただいま会長に互選をいただきました新川でございます。

これから、来年の11月くらいまで短い期間かもしれませんが、皆様方と御一緒にしっかりとよい議論ができるように努めてまいりたいと思っております。

こういう会長職というのは恐らくここの場での御議論を活発にさせようという、そういう使命だと考えております。もちろん、市民活動そのものがこれからの大阪で、さらに発展をするようにという願いで共通のそれぞれの関心で御議論をいただけたらと思っておりますので、それほど困ったなというような事態はないだろうとは思っておりますが、もう一方ではやはりどういうところに、これから大阪として問題を発見し、そして重点を置いて今後の市民活動推進をしていけばいいのか、今後御議論をいただくことになりましようけれども、そうしたところでぜひ皆様方と熱い議論ができると思っております。よろしく願いをいたします。

それでは、まず会長としての最初の仕事をさせていただきたいと思えます。

お手元の当審議会規則にございますように、第2条のところでございますが、「会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職を代理する」ということで会長代理を指名するとなっております。早速御指名をさせていただきたいと思えます。本来であれば、こういう場の取りまとめ役として最もふさわしいお一人かと思えますが、大阪ボランティア協会常務理事の早瀬さんにぜひ会長代理をお願いしたいと思えますが皆様いかがでございましょうか。

(異議なしの声あり)

○新川会長　ありがとうございます。

それでは、会長代理席というのがあるので、こちらをお願いをしたいと思えます。

会長代理に一言御挨拶をお願いします。

○早瀬会長代理　今、御指名いただきました早瀬でございます。

大阪市の市民活動推進の施策として、今日の案の中に入っておりますけども「楽市楽座構想」で、こういったことをやったらという提案をしておるんですが、恐らく7年たって、これからさらに市民活動を進めていくための、これからのことを考える場なのではないかと思えます。しっかりとそういった議論を進めていければと思えますので皆様よろしく願いいたします。

○新川会長　　よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

それでは、もう一つ事務的な手続がございます。

大阪市の審議会につきましては、原則公開ということで、これまで審議会の公開を
してこられました。傍聴人の皆様に当然お入りいただいて御議論をさせていただく
ということになります。このことに関しまして事務局から御説明をいただければと思
います。よろしくお願ひいたします。

○世古市民活動担当課長　　お手元の資料の3-1と書いてある審議会等の設置及び
運営に関する指針としております資料をご覧ください。

第1からはじまっておりますけど、一枚めくっていただきまして二枚目の一番下の
第6をご覧ください。審議会等への市民の意見・要望の反映につきまして最終的な意
思決定の前に、市民に対して案を公表しそれに対する意見を考慮して審議を行うなど
ということになっております。

本審議会におきましても会議録、あるいは答申をいただきます際には、パブリック
コメントなどを実施し、市民の皆様の意見を広くいただきたいと考えておりますので
よろしくお願ひいたします。

また、2名の市民公募の委員の方にもご参加いただいておりますけれども、こうい
った趣旨のもとにご参加いただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、次ページの第7、会議の公開のところにありますとおり、本審議会に
つきましては原則公開とさせていただいております。2の公開の方法にありますとお
り、本日委員の皆様にもお渡ししております資料は傍聴の皆様のお手元にもお配りし
ております。傍聴にかかる遵守事項を定めて会場の秩序維持にも努めることとしてお
ります。

また、報道機関の取材に対しましても、配慮することとなっておりますので、取材
につきまして御理解と御協力をお願いいたします。

本審議会については、発言内容の要旨、発言者氏名まで記録された会議録及び答申を記載した書面を発言者の氏名を含めまして公表されるという旨を御理解いただきたいと思っております。

なお、資料3-2に移りますけれども、傍聴席にお配りしているかと思っております。審議会の傍聴要領ですが、最高10名まで傍聴できることとなっております。審議会の会議の中では禁煙となっておりますのでよろしくお願いいたします。

携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードにさせていただきますようお願い申し上げます。

傍聴の皆様には審議会の会議につきまして会長、または事務局に従っていただくこととなっておりますので御協力をお願いいたします。

以上簡単ではございますが、よろしくお願いいたします。

○新川会長　　ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましても、また傍聴の方々にもただいま御案内がございました。本会議、本審議会の公開、要領、それから傍聴要領につきまして御理解をいただき御協力をお願いできればと思っております。

会議の公開、これも今当然の流れでございますので公開ということが大原則ということで進めさせていただきたいと思っております。もちろん、例外的な事項がございますがそれはまた改めて、出てくればということで協議をさせていただければと思っておりますが、基本、そういう例外はまずないだろうと本会議については考えてございます。

それでは、今のような公開方針、それから傍聴の方針ということでよろしくお願いいたします。

それでは、本日のこれからの市民活動の検討をさせていただく上で、大阪市のこれまでのこうした議論、これまでの市政の改革プランであるとか、取り組み状況とか等々につきまして、これまでどのように進めてこられているのかということについて、

その主要なものについて少し御説明をいただいて、そういう現状を委員の皆様方で情報の共有をさせていただいた上で、次の今後の取り組みの議論に進めさせていただければと思っております。

それでは、恐縮ですがまず、事務局のほうから大阪市で公開をされました市政改革プランの概要、それからこれまでの取り組み状況の主要なものについて御説明をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○世古市民活動担当課長 レジユメの4、審議の（3）市政改革プランについてということで、御説明します。

資料のほう、資料4、A3の二枚ホッチキス止めしております、これは市政改革プランの概要版ということになっております。

内容につきましては、先ほど局長のほうから触れられている部分もありますけれども、改めて整理するとこういう概要になっております。

基本的な考え方が最初に述べられておまして一番左の1、市政改革の位置づけですけれども、（3）のところに基礎自治行政についての改革、大阪にふさわしい大都市制度の実現を見据えて基礎自治行政について、現在の大阪市の下で、ニア・イズ・ベター（補完性、近接性の原理）を徹底して追求した新しい住民自治の実現をめざしていくという位置づけにあります。

横の2の市政改革の基本原則のところ（1）ニア・イズ・ベターの徹底の2つ目ですね、区長が施策・事業を決定する、住民に身近なところで地域社会づくりを支える区政運営を図っていくこと、こうしたことが原則として謳われております。

全体の大阪市を取り巻く状況としまして、第2章でまとめて認識を示しておりますけれども、2の区ごとに多様化する地域課題が生じているということや、3の地域コミュニティの機能低下と「公共」分野の拡大ということで、そういったことも認識しております。あるいは、4の公益活動主体の多様化と地域団体の課題というようなことで地域の団体におかれましても、担い手の不足でありましたり、役員の高齢化であ

りましたりと、いろいろ課題を抱えるような状況がある中で、新たに企業の社会貢献活動でありましたりNPOの活動などが地域の中でも行われるようになってきているということの認識を示しております。

3章のその下の基本方針では、地域社会の将来像ということで豊かなコミュニティ、幅広い住民参加と自らの地域のことは自らの地域が決めるという豊かな地域コミュニティの像でありましたり、多様な協働、「マルチパートナーシップ」と呼んでおりますけれども、多様な協働による活力ある地域社会づくりをめざしていくというようなことや、市民による自律的な地域運営を行える仕組みづくりとしまして、校区等地域を単位とした、多様な主体による自律的な地域運営をめざしてありましたり、先ほどありましたとおり、4の地域資源の循環による活力ある地域社会、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの展開などをめざしておるところでございます。

大きな柱としまして、今申しましたような大きな公共を担う活力ある地域社会づくりや、2つ目の柱としまして自律した自治体型の区政運営、あるいは3つ目の柱としましては、ムダを徹底的に排除し成果を意識した行財政運営をめざすと謳っております。

一枚めくっていただきますと、少し具体的な形での考え方を示したアクションプランの概要版ということで、本文には各取組ごとに数値目標等が入っております。特に左のほうの豊かなコミュニティづくりから(5)の仕組みづくりまでを実現してまいりたいために、(6)で中間支援組織を活用して参ることをめざしており、今後の各区における地域との関係づくりにおいて、こうした中間支援組織の役割にも期待しておるところです。

あと、補足でありますけど、右端に行財政スリム化の部分で書いてありますが、(1)の財政規律の遵守と健全な財政運営では、市民利用施設の使用料の適正化といったような歳入の確保をめざしております。

それから(3)では、隠れた支援や見えにくい支援の排除ということで運営補助の

見直しとか、あるいは税の減免措置の見直しとか競争性のない随意契約の見直しとか、あるいは（４）では補助金等の運営補助についての見直しでありましたり、公共事業の見直しとか、市民利用施設のあり方の検討でありましたり、さまざまな観点から審議、議論を行っていく方向を示しているところでございます。

また、本文につきましては、ホームページ等にも掲載しております。お手元、お持ち帰りいただくピンクのファイルのほうにいろいろ資料を入れておりますのでお時間があるときにご覧いただければと思います。

以上、雑ぱくですけれども審議の（３）の市政改革プランについて一旦説明を終わらせていただき、引き続きましてこれまでの主な取り組み状況につきまして、レジュメの４の①、市民活動推進拠点についてご説明させていただきます。

資料につきましては、参考資料７の冊子をご覧ください。市民活動推進拠点のあり方の基本的な考え方を示したものであります。

経過としましては、この市民活動推進審議会におきまして、大阪府の大阪NPOプラザや本市のpiaNPOなどの市民活動、NPO活動の推進のための施設の廃止の方針を背景に、今後の市民活動推進機能のあり方の検討というものが提起されました。

諮問項目にかかわりまして、こうした支援のあり方の検討ワーキングを設置しまして、７の市民活動推進拠点のあり方の基本的な考え方を二枚めくっていただいたはじめにというところに、経過的なことをまとめてありますけれども、ここにありましており、一番下の大阪市におかれては市民活動を育て、市民活動の裾野が広がる市民活動団体と行政との協働が推進される市民活動推進拠点整備の意義を真摯に受けとめて、設置に向けた検討に入っていただくよう期待するとの提言をいただいたところです。これを受けまして、本市の庁内機関であります戦略会議という意思決定機関でありましたり、資産流動化プロジェクトチームという市民利用施設のあり方の検討を行っている各機関で必要面積、審査基準、公募内容や、候補施設の検討などを行ってきたところですが、区政を中心としました新たな市政運営方針の下で、既存施設の再編が進

められるなどの状況の変化がございまして、大阪市域のレベルを前提とした施設の事業化は難しい状況となっております。つきましては、この間、審議会で御意見をいただいていたこの提言にありますような内容を踏まえた市民活動推進施設の整備計画というものにつきましては、諸般の状況から凍結していかざるを得ないという状況になっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

しかしながら、今後は、ニア・イズ・ベターの市政方針の下で区役所を中心とした住民自治の再編が進められる中、引き続き市民活動を支援、推進する機能というのは当然必要なものだと考えております。

今後、区長の権限が強化され、現場機能の整合性が図られていく中で、庁舎や市民利用施設を活用するなど、新たな施設の建設整備を伴わないような形での機能充実に努めてまいりたいと思っております。

審議会におかれましては、大変、多くのご努力をいただいたわけですが、このたびの御尽力にはお礼申し上げますとともに、こういった状況の変化につきましては御理解を賜っていききたいというふうに思っております。

続きまして4 - 2の協働型事業委託のガイドラインにつきましてご説明させていただきます。

資料につきましては資料5の一枚ものA4横長の資料をご覧ください。

このガイドラインは、市民主体の地域社会づくりの実現のため、市民地域団体、NPO、企業などの参加、参画の下で新たな公共を担っていく取り組みを支援する目的で策定をめぐしております。

現在、大阪市が地域において実施している、もしくは今後実施することになる事務事業につきまして協働型という手法で事業委託していく手続についてガイドラインとしてまとめたものであります。

今後、公共サービスの委託に当たりまして効果効率的なサービスの提供でありましたり、あるいは透明性、公正性を確保したら選定手続をとるというようなことであり

ましたり、それぞれいろんな形で多様な主体に事業運営にかかわっていただくための留意点というのを職員間で共有化した上にこういった留意点を整理して適正な事務処理の下に行うというようなことをめざすガイドラインということでもあります。

5月にパブリックコメントを行い、少し時間がかかっておりますけど、いろいろな意見を受けて修正作業中であります。

この資料6にありますとおり、右の上のほうですか。協働型事業委託の流れということで、公募型協働事業という型と、提案型協働事業という型と大きな2つの流れがあると考えておまして、左側の公募型協働事業につきましては、これまで行政が実施してきた、あるいは今後実施しようとする事務事業につきましては、協働により効果が得られる事業計画を公募し、選定、委託するものと考えております。

もう一つの型が、市民活動団体、企業側から自由な発想で協働事業の御提案を行政側に受けまして、採択された団体などと市が実施するような事業と認識しております。これを、ガイドラインの中では提案型協働事業とよんでおります。

これらは、協働型事業委託を進めるに当たりまして、協働による効果を高めるためにまた、協働事業の実行において疑義が生じた場合に助言を行う機関としまして、有識者によります第三者機関を設置するということを予定しております。今後こうした役割を担う助言機関としましての活動に当審議会のほうからも委員の中から御参画いただきたいというふうに考えておりますので、その際にはまた御提案、ご依頼させていただきますので、御協力をよろしくお願いしたいと思っております。

ガイドラインにつきましては以上です。

主要な取り組みの最後になりますけども、資料の6をご覧ください。

NPO法の一部を改正する法律案のポイントというところでA4の横の資料に簡単にまとめてあります。

御承知のことかと存じますけど、特定非営利活動促進法というのがありまして、これは特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することなどによってボランティア活

動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行された法律で、法律に基づく制度ということになっております。こうした法人格を持つことによりまして法人の名の下に取引を行うことができるようになりまして、団体に対する信頼性が高まったりというようなメリットが生じていきます。

現在は4万法人を超えるということで、法人数も増えており、社会に確実に定着していていると思っております。

平成23年6月にこうしたNPO法人の存在感の高まりを背景としながら、法人の財政基盤強化につながる措置などを中心とした大幅な法改正が行われて、平成24年4月1日から施行されております。ますます、NPO法人が市民の身近な存在として、多様化する社会のニーズに答えていくことも目的とした法改正であります。

少し、この法改正の中身について触れますと、平成10年の施行から随分たちましたので、制度の見直しをするということで、活動分野の追加でありましたり、所轄庁の変更が行われております。

身近な行政機関で対応していくという主旨の変更でありますけれども、2つ以上の都道府県に事務所を設置するNPO法人の所管は、その主たる事務所が所在する都道府県が行い、また、その事務所が一つの政令都市区域内にのみ所在するNPO法人については、その指定都市が行うということで、大阪市におきましては、平成22年9月から法改正に先行して事務を行っておりますけれども、他の政令都市などはこの4月から事務をはじめたところがございます。

そういった所轄庁変更がありますのと、NPO法人の事務手続を簡素化、柔軟化する改正が行われまして、定款の変更を伴わない、つまり所轄庁の認証を必要としない事項についての取扱が追加されております。例えば、役員の数等の変更などがそれにあたり、NPO法人の負担を軽減するという目的となっております。

あと、信頼性の向上ということで、財産の収支計算等の透明化を図るためにNPO

法人に、これまで収支計算書と呼ばれていた方式から活動計算書といわれるような、財産の動きなどをより明らかにしていくような方式を導入する改正が行われています。

そして、最大の今回の目玉が、認定制度の見直しということで、先ほどの資料の認定の利用数は208となっておりますけれども、これは国税庁が所管して行っていた制度ですが、このたび認定の基準の緩和とともに所轄庁を変更しております。

認定を受けるための基準の緩和の一つとしましては、仮認定制度の導入ということが行われており、設立初期のNPO団体には財政基盤が弱い法人が多いことから、1回に限りスタートアップ支援としましてPST基準という基準を免除するような形で仮認定制度というものを導入しています。このように認定を取りやすくし、活動しやすくなるような工夫もされておるところです。

大阪市におきましても、この4月から新しい認定事務を開始しており、8月末時点で大阪市では3団体に認定が行われております。これまでの国税庁の団体と合わせまして6団体ということで、新しい仮認定制度も活用されている団体もございますので、順次、新しい制度に則った団体が増えていくものと期待しております。

長くなりましたけれども、御説明のほうは以上となります。どうぞよろしくお願ひします。

○新川会長　どうもありがとうございました。

ただいま、大阪市のこれまでの市民活動施策取り組み状況についてお話をいただきました。

何か御質問、御意見などございましたら、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。はい、どうぞ。

○池田委員　ちょっと確認させていただきたいんですけど、昨年から今年にかけていろんな改革プランとか、指針とかいろいろ出てきて、最終的に8月に市政改革プランが出てきたわけですけど、それまで出ていた指針とかそういうものの、どれが有効かどうかわからないというのが正直なところなんで、2点だけ確認させていただきた

いんですけど。2011年なにわルネッサンスというプランが出ておりますけども、これは現在、有効なのかどうかということが1点ですね。それから、大阪市協働指針というのが平成23年の3月につくられて、審議会でいろいろ審議されて出ているわけですけども、改革プランが今年出たことで、協働指針については今の改革プランとの整合性があるって、特に変えなくても活用できるものなのかどうかですね。2点、確認させていただきたい。よろしくお願いします。

○新川会長　　お願いします。

○世古市民活動担当課長　　2011のなにわルネッサンスの中でも地域力復興ということで、やはり地域のさまざまな課題に対応していく方向としまして、行政だけでカバーしきれないところが出てきておりましたので、地域やNPO、企業のみなさんとともに協働して行っていくという方向性は継承されております。資料4の基本的な考え方のところで言えば、第1章の2の市政改革の基本原則（1）ニア・イズ・ベター、補完性、近接性の原理の徹底ということでなにわルネッサンス2011の取り組みを継承、発展させたような協働による活力ある地域社会づくりをめざしていくと謳っており、市政改革の方針としては継承、発展させていくべきものと位置づけられております。ついては、なにわルネッサンス2011の役割は終わっていると考えております。

一方の協働指針のほうですけども、これも審議会のほうで御議論賜わりまして、大阪市の職員の中でも協働に関する知識や感覚がさまざまでありまして、この辺を共通の認識を持たすために、職員研修などの基になるような考え方を整理したようなものが頂戴できないかということで諮問させていただいて、頂戴しているものであります。

この協働指針の基本編、実践編は、先ほど御紹介させていただきましたガイドラインと併せて大阪市政におけます市民協働を進めていく中で非常に有効なものとして位置付けておりますので、これにつきましては、今後も活用して参りたいと考えております。

以上です。

○新川会長 そのほか、いかがでございましょうか。お願いします。

○早瀬会長代理 大阪市は、NPO法人制度が改革されてから、早い時点で大阪市としての認定はされたんですけども、今3つ新しく認定されたということですが、御相談を受けておられる団体は結構あるんですかね。どうも西日本のほうが、東日本より進んでいるというか、東日本ではまだ余り、制度が運用されていないみたいですけど、大阪市とか佐賀県が一番早かったんですけど。そのあたりの進行状況をお願いします。大体でいいです。

○新川会長 申請中、御相談中のようなものがあれば。

○世古市民活動担当課長 データがありますので、それを少し御紹介させていただきますと、認定NPO法人の4月から9月30日までの状況ですが、認定と仮認定も含めまして、初回の相談は、電話、訪問、来所等ありますが、34件。そのうち、実際、申請できる要件を満たしていると思われたものが8件、これとは別に仮認定のほうは4件となっています。

その結果、先ほど8月末で3件と申しましたが、9月30日までにまた2件増えておりまして、大阪市内で認定させてもらったのが合計5件で、国税庁が所管する法人と合わせて8件となっております。

○大場市民活動担当課長代理 補足で説明させていただきますと、早瀬会長代理からありましたように、大阪市内においては、今、認定、仮認定の件数5件なんですが、全国では10件ということで今半数を占めている状況になっております。

○新川会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。木下委員。

○木下委員 認定の要件について、少し詳しく教えていただきたいのと、認定を受けているのは、種類で言ったらどういう分野かを教えていただきたいなど。

○世古市民活動担当課長 認定の要件につきましては、今回の法改正で、絶対値条

件といわれている3,000円以上の寄附を平均100人から受けているということ
を、名簿はもちろん、納入されている実績などを見させていただいております。認定
を受けられた法人の種類ですが、今、法人の名前しか手元にございませんでして。

○早瀬会長代理 団体名を言われたほうがいいのかもかもしれませんね。そのほうがわか
りやすいね。どうせ公表されている分ですから。

○世古市民活動担当課長 団体名は、大阪NPOセンターさんが古い基準ですけど
も、相対値基準ということでクリアされております。

あと、東淀川区にありますゆめ風基金さんがこれは今言われた寄附金の関係で絶対
値条件というのでクリアされています。

○木下委員 私が聞きたいのはどういう分野か聞きたいんです。福祉関係とかいろ
いろあるじゃないですか。

○世古市民活動担当課長 大阪NPOセンターさんは、ご存知のとおり中間支援組
織としてご活躍しておられます。ゆめ風基金さんは、障害者支援を中心とした災害支
援の取組をされています。他には、西日本がん研究機構で、専門的な動きをしておら
れて、研究をされているということです。あと、消費者問題に取り組んでおられる消
費者支援機構関西さんと、ベトナムの越なんですが、日越関西友好協会さん。まだ始
まったばかりですので、傾向というのはまだ出てない感じはします。分野はさまざま
です。

○新川会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでし
ょうかね。

ちなみに、条例指定のほうは今後どんなスケジュールを考えておられるのか一応心
づもりがあれば結構ですが、事務局からいただければと思います。

今の寄附の条件とかに代える別の条件をつくれるということにはなっているんです
が。

○世古市民活動担当課長 もう一つ、法律の中では条例個別指定というのがありま

す。こちらは各自治体において、地域の実情に応じて当該地域住民の福祉の増進に寄与する場合に指定するという事で、例えば大阪市域なら、大阪市域なりの地域課題の解決に寄与するものとして有効となるような別の基準を検討することができるという内容が盛り込まれているわけです。

今回のNPO法改正によると法律で定められた基準がある意味緩和されていると受け止めておりますので、今後、認定NPO法人とか、仮認定と言われるような法人の相当数の認定が見込まれると考えております。8月末時点で3件あるいは9月までに5件と申し上げましたけども、今後認定のNPO法人数の推移とか、寄附額の増加の実態でありましたり、今回の法改正が地域社会へ与える影響などを踏まえることが必要だと思っています。今、ご質問を受けましたとおり、十分に法改正の趣旨が皆様に理解されていないという宣伝不足という問題もございますので、今回の法改正の趣旨の浸透を、まずめざしていかななくてはならないかなというふうに思っております。その辺しっかりやりながら、やっぱり大阪市独自に必要な措置がありましたら、今後の状況を踏まえて対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○新川会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでございましょうか。

○山田委員 確認事項ですけど。

市民活動推進拠点については、全市的な方針のお話でしたが、これからは市民活動の重点を、区レベルで決定していくことになると思います。そこで、区域における市民活動拠点のお考えをお聞かせいただければと思います。

○新川会長 事務局お願いします。

○世古市民活動担当課長 当然、地域に近いところでの活動ということですので地域団体はもとより、生活課題に密着するような活動をされている団体なども含めました、活動主体のネットワークやコーディネーションみたいなものの要を、今後区役所が担っていくと考えております。もちろん区役所だけでは専門性などが少し足りない

部分については中間支援組織の皆様方とも協力しながら、活動主体のネットワーク化していくことをめざしておりますし、その辺は区長さんの御意向に沿った形にはなりますが、何かしらのそういった拠点みたいなものがないと、ネットワークは広がらない、もしくは形成できないのではないかというようなお考えが出てくると可能性ももちろんありますので、そういったものについてはこの審議会でもいただいた御提言の内容がもっと地域に近いところで実現されていくことは充分想定されますし、市民局としましてはそういった部分につきましてはバックアップしていきたいと思っております。

○山田委員　　ということは、あくまでも区主体で区長さんの御意向で活動拠点は区によって、推進していくというところは推進していくし、しないところはしないというような意向ということなんでしょうか。

○村上市民局長　　市政改革プランの中身、今の大阪市ということを前提に、全市の拠点についてはこれは廃止していくという方針がひとつ明らかにされております。今後は、新たな基礎自治体をめざすということで、複数区の単位としては、人口約30万とか50万とかいろんなことが言われてます。まだそれは正式に決まったことではないですけれども、その単位で展開をしていくということで、まだどういう形になっていくのか不透明ではあるんですけれども、当面大阪市として各区にどんどん予算も権限もシフトしておりますので、区民の意見を、またいろんな団体の意見をくみ取りながら、各区長の判断でその施策がこれから進められていくということが、どんどん強まっていくと考えております。そういう意味では今までみたいな全市一律ではなくて、行政区のままなんですけれども、区によって重点化が異なってくるということがあろうかというふうに思います。

ただ、一つ、申し上げることできるのは新たなハード施設を整備しての拠点ということは当面これは考えにくいことでして、ただ一方では、今回の市政改革の中で今後見直しされるであろう施設を全体的にどういうふうに活用していくのかというのは与

えられた財源の中で各区で判断していくということになりますので、そういうストックの活用の中で、どういうところに重点をおくのか、もちろん今、市政の重点は子育て層であったり子供であったり、そういうところにも置かれているんですけども、区長においては、地域の声を聞きながら、より幅広くより新たな形で公共の一端をNPOであったり地域のいろんな団体に担っていただくというときに、そういう活動の拠点がどうしてもやっぱり必要になってくる、行政として地域と連携して何らかの形で実現していく必要があるんだということになってくる可能性は充分にあると思います。そのスピード感は区によって差があると思いますけれども、これはあくまで区のほうで実現していく、要するに補完性の原理だったり、ニア・イズ・ベターということで、全市的に市の方針を決めて区の方針どおりに実施するのではなくて、区がダイレクトに地域のニーズとか課題とか、あるいは区民の方の声を聞いてその中で判断して取り込んでいくということが方針になってまいりますので、今後新たな25年度の予算に向けて各区長からそれぞれの区ごとの市政運営の方針が出てまいりますけれども、その中で市民協働といったことで、どういうところにシフトしていくのか、重点化を図っていくのかという中で各区長の選択によるところが、ますます大きくなっていくというふうに考えております。

以上のところですが、スケジュール的に、例えば来年すぐにどこかの区でいきなりそういう話出るのかというのはなかなか難しい状況であろうかというふうに思います。

○新川会長　　よろしいでしょうか。

○山田委員　　なかなかわかりにくい。

○新川会長　　各区にお任せなんですけど、ただ、当審議会としてはやはり、そういう機能が住民に身近なところに必要だというような議論は当然していただければいいと思いますし、それは当面の特別自治区移行に際しても重要な方針になってくるかもしれませんので、ここは各委員にしっかり御議論をいただければというふうには思っています。ただ、今後のこの審議会での御議論ということになるかと思っています。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、これまでの大阪市の取り組み、それから新たな市政改革プランに基づきまして展開されようとする主要な方針について御理解をいただいたということで、引き続きまして、本日の議事、こちらがメインでありますけれども、市民活動推進に向けた取り組みの検討ということに進めさせていただきたいというふうに思います。こちらのほうが当審議会これから、あと一年余りをかけて御議論をいただかなければならないポイントということになろうかと思えます。

それでは、また恐縮であります但事務局からこの議事につきまして御説明をいただければと思えます。よろしくお願いをします。

○世古市民活動担当課長　　よろしくお願いをします。

資料のほうは7ということで、市民活動推進に向けた取り組みについてと表題になっております。あわせて資料の8として、冊子をつけておりますけれどもこれは平成17年6月に大阪市市民活動推進懇話会から提言をいただきました「市民活動楽市楽座をめざして」という冊子でありまして、この中身に沿いまして市民活動推進に向けた取り組みを本市としては進めてまいりました。

しかしながらこの間、東日本大震災でありましたり、NPO法の改正、あるいは本市の新しい市政改革プランの策定など市民活動、NPOのあり方を考え直す契機となるような出来事が起こっている、あるいは取り巻く状況の変化が大きく平成17年当初から変わってきているんじゃないかというふうに認識しております。

市民活動推進に向けた取り組みにおけます今後に向けまして、できていることはできている、できてないことはできてない、また新たな課題を認識する必要もあるというようなことで、この間、「楽市楽座をめざして」の内容に加えて、今日的なことについての課題の整理を行う必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、提言に沿って大阪市の取り組みを調査して調査結果を基に、市民活動の推進がいかに進んだか、進めた中では何があるかという検証を行いまして、課題の整理

を行ってまいりたいと思っておりますので、その御説明になります。

一枚めくって、検証の方法ですけれども、平成23年度、去年の大阪市におけます市民活動の推進につながる取り組みの実施状況と協働事業の実施状況について全庁的に調査をかけさせていただきたいというふうに思っております、一枚めくっていただきましたところに調査の内容ということで、記載要領などについての案とさせていただきますけれども、こういった形にまとめさせていただきましたので、ご覧いただきたいと思います。

一つ目の市民活動の推進につながる取り組み状況、実施状況についての内容ですけれども、提言の楽市楽座で掲げられております構想の実現のための5つの推進施策に基づいて、分類して整理しております。

①の市民活動の啓発、②の環境の整備、③の協働の推進、④の支援機能の整備、⑤の地域との連携というふうなことで5つの柱ということで御提言いただいておりますけれども、これにつきまして、それぞれに関する取り組みを、それぞれの事業担当でこういう形でやっているよというようなことの答えをいただく、情報を集めてまいりたいなというふうに思っております。

調査項目については、後にA3で様式1、様式2、という横長の表があると思うんですけれども、既にかかれてあります取り組み事例などは、私どもの担当で行っていることを中心に例示として書かせていただいております。例えば福祉局さんであればこういう項目にかかわってこんなことをしてるよ。教育委員会であれば学校でこんなことをやっているよというふうな情報を集めていきたいと考えております。

様式2、次のページも環境の整備ということで、これも例示としまして私どもが所管させていただいている市民活動推進基金事業につきましても例示をさせていただいておりますけれども、こういった市民活動を推進する環境の整備につきましても、事業について教えていただきたいと思いますと思っております。

様式1を5つの柱へのツリー構想として位置づけ、その上で様式2でその詳細につ

いてお答えいただくという関係になっております。

調査項目としましては、様式2のとおり、取組名・事業名、概要、目的、平成23年度の実績、あるいは、平成23年度の決算、平成24年度の予算の状況でありましたり、今後の取り組みの方向とその理由ということで調査することを予定しているんですけども、当然今後継承、発展させていく事業であるならばこれは有効だというふうにお考えの事業であると判断できますので、そういった意味でこれを一つの指標として、注目して情報収集にあたっていきたいと思っています。

この今後の方向性と理由につきましては、アスタリスクで下の囲みにありますとおり、例えば廃止とかあるいは、縮小、拡充とかこれから継続とかいうような、それぞれの事業に対するそれぞれの所属の思いを拾っていただけると考えております。

2つ目の調査項目の協働事業の実施状況につきましては、今申し上げたような市民活動を推進する事業を実施することで、各種の取り組みを行います市民活動が活性化してきた、その効果の一つとしてよりよい協働事業が生まれるというふうなことを想定しておりますので、協働事業の実施状況について調査を行いたいと思っています。調査項目については記載例の様式3、4の各項目についてというところを見ていただきたいと思っています。

調査項目としましては、事業名と担当、協働相手として相手方の団体、事業の概要、実績、協働で得た成果、今後の事業の方向性と理由、実施形態、委託とか補助とかそういうことですね、平成23年度決算、平成24年度予算を調査させていただきたいと思っています。また、所属として協働に向けた取り組みを行って成果と感じていること、課題と感じていることをフリーで書いていただく様式を合わせて用意しております。

もとのレジュメに戻っていただきまして、スケジュール的なところですけども、審議会のほうが先ほどございましたとおり、任期のほうは平成25年11月3日までとなっておりますので、本審議会終了後、この調査を実施いたしまして、来年、年明け

て2月ごろにと考えておりますけど、本審議会を開催していただいて、調査結果を報告し御意見をいただいて参りたいというふうに思っています。その後、3月に調査結果を平成23年度の市民活動推進の取り組みとして公表させていただいて、来年度の6月に再度審議会を開催してこの2月の審議会でもいただいた御意見を基に本市の市民活動推進に向けた方針のリニューアルに向け課題整理を行ってまいりたいと思います。

夏ごろ、8月ごろに平成24年度の市民活動推進の取り組みの調査実施をまた改めてさせていただいて10月に審議会を開催して平成24年度の調査報告を行いまして、さらに課題の整理を進めていきたいというふうに思っています。進度に応じて修正を加えながら実施したいと思っておりますので、引き続いて何回か、御意見いただく機会を設けながら、今、大阪市で実施されている市民活動の取り組みについて今後の方向を御議論いただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○新川会長　　どうもありがとうございました。

市民活動推進に向けた取り組みについて、今後の検証方法、検証内容、スケジュールも含めてお話をいただきました。特に、2005年、平成17年におつくりになりました市民活動楽市楽座をめざしての中の主要な柱、市民活動の啓発、市民活動環境の整備、市民協働の推進、支援機能の整備、地域連携、こういったような柱ごとに検証をしていこうということで今御説明をいただきました。

この、これからの検証方法、あるいは検証内容につきまして御意見を賜ればというふうに思います。よろしく願いいたします。どうぞ、山田委員。

○山田委員　　御説明によりますと、市で過去にやってきた事業を検証するということですね。多分、区でもやっておられる分もあると思いますので、先ほどのお話があったように市民活動はこれから地域をめざして、地域密着とかそういう話であれば、全て出していただくのは難しいかと思いますが、区でやられている協働事業を、ぜひ調査をしていただきたいと思います。御検討ください。

○新川会長　　そのあたりは、区のほうでの独自事業のようなものについては、どう

いうふうに事務局ではお考えでしょうか。

○世古市民活動担当課長　局だけではなく、区役所への調査の必要性は認識しておりまして、そういった情報をいただけるような市民協働の推進連絡会という一応の役割もあるので、そこを通じて区役所も含めて照会をかけていきたいと思っております。これまでも、大阪府からの照会などもあったのですが、結局市民局が答えている程度で全庁的な調査になってないというのが実際のところですので、その反省も踏まえまして、また、この協働指針もなかったんですね。当時は。現在ではこの協働指針等、いろいろ材料をいただいていますので、それに基づく調査ということで区役所にも理解していただきやすくなったと思っております。

○山田委員　先ほど来御説明がありました、協働指針の実践編を策定する時にも、区の職員さんに御参加いただいていたと思いますので、積極的にご回答いただける区もあるかと思えます。

○新川会長　事務局、よろしいですか。

○世古市民活動担当課長　情報をいただくだけでなしに、こんな先進事例があるよということで、ピンクのファイルにまとめています資料編の参考資料8、協働の事例集としまして、早瀬委員にもお手伝い、アドバイスをいただきながら、こういうところが協働を進めるポイントというような解説書つきで、各区の取り組みなども含めて情報発信しております。単に数字として計測するのではなく、こういった事例もどんどん情報発信して支援していきたいなというふうに思っています。

○新川会長　ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。それでは、池田委員。

○池田委員　取り組みに向けた検証なんですけど、私は一つ、市民活動推進に向けた取り組みと協働事業の実施状況ということについては、それぞれ調査の方法とか誰に調査するか、多分私、調査方法を変えないといけないと思うんですね。

例えば、協働事業であれば、協働事業をやっておられる方に聞けばわかると思うん

ですけども、例えば取り組みなんかについてはやっておられる方もあるし、市民からやはり市民活動がどのように行われておるか、よく御存知かどうか認識されているかどうかですね。そういうことも私、調べる必要はあると思いますね。ですから、同じようなもので調査をやるんじゃなくして、市民活動推進に向けた取り組みと協働事業の実施状況を調査する場合は、それぞれ別の調査方法、あるいは調査の対象を変えてやる必要があるんじゃないかというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○新川会長　事務局いかがでしょうか。

○世古市民活動担当課長　協働はパートナーあつてのものでありますので、御指摘のとおりであると思っています。各事業につきましては、アンケートみたいな形で事業がうまいこといったかどうか、行政は協力的だったかとか、そういったものを個別に把握している事業もありますし、あと、市政モニタリング、市のモニターさんのほうに市民活動が活発になってるかとか、そういったお声を聞いていくような仕組みもありますので、他の調査とも合わせましてこういった市民活動の進行につきましても、計測していきたいと思います。

市政改革プランの中でもたくさん、市民意識の向上を数的目標に立てているようなものもありますので、そういった材料も活かしたいというふうに思います。

以上です。

○池田委員　それから、私、市民の立場であるんですけども、大阪市がどういう市民活動推進をやっているかどうか、市民の方一般に多数の方が認識されているのかどうかということは、正直疑問に思っているんです。ですから、やはり今もちろん市民活動に参加されている方は、そのまま継続していただくということはもちろんなんですけども、やはり活動に参加されてない方を市として支援して、できるだけ参加していただくようにするのは今後の一つの大きな方針だと思うんですね。ですから市民の方がどういうふうに感じておられるかということ、重点的に調査すると、そういう方法もやっぱりやっていただきたいなというふうに思います。

○新川会長 事務局お願いします。

○世古市民活動担当課長 ニーズにあっているかというようなことと、あわせての御指摘ではないかというふうに思いますので、検討させていただきたいと思います。

○池田委員 もう一つ、大阪市自身で自分等がやられたこの取り組みを評価されたものは出されないんですか。これは誰かに聞くということですよ。今の調査というのは。大阪市自身が自分等がやられたものについて、こういうふうに評価していますと、反省というか、そういうものはお出しになる予定はないんでしょうか。

○世古市民活動担当課長 これは、大阪市の各事業担当に照会する調査です。おっしゃっていただいているような一般市民に対する調査というところまでのご提案できていないのですが。

○池田委員 大阪市が計画をつくられたところが、実際やって結果どうであったという自己評価ですね。これがそれなんですか。これは誰かに問い合わせするということですよ。そうじゃなくて。市役所内ということですか。そしたら、市役所以外ですけども、実際やっておられる方には聞かないということなんですか。

○新川会長 この枠の中には今日は入っておりませんでした。ただ、御指摘のとおり事務局からも御説明ありましたが、とりあえずはいろんな意識調査等々も市としてやっておられるとの話でございました。

ただ、それを越えて協働の相手方の御意見をどう集めるかとか、それから市民活動推進のその対象になった市民の方々からの御意見をどう集めるか、これは今後の課題ということで御検討いただくということでお答えをいただいたかと思っております。それで、よろしゅうございますか。

○世古市民活動担当課長 結構でございます。よろしく申し上げます。

○早瀬会長代理 今、池田委員がおっしゃられましたように、この分野、實際上今、大阪市として大阪市の各局、区が全体として市民活動推進ないし、市民活動の協働に関してどんな事業をしているかの全体像自身を把握されてないですよ。そういうこ

とですので、こういった調査をなさるといことは、よく分かります。おっしゃられましたようにその点で特に質の評価のところに入っているのが様式2の今後の取り組みの方向性とその理由が、様式3でも同じようにありますが、ここがいかにか妥当であるかということですよ。それは各局、区の担当者の方の判断だけでいいのか、そこに多少とも、傍証といったものがついてくるとそうなるんだろうなというふうになるわけで、そのあたりの点はどのくらいまで各局、区に求められるか、求められ得るものなのかわかりませんが、できるだけ客観的なそういう判断をする欄の理由が添付されるといいなということをちょっと思いました。まずその点がないと池田委員がおっしゃるようなことになると思います。

あと、見ていて気がついたんですけども、あわせて、本当に小さなことなんですけど、様式2と様式3のほうに今後の取り組みの方向性についてというところ同じ様式の質問、評価項目、A B C D E Fというのがあるんですね。様式2のほうの順番がA廃止（単年度事業）、次、縮小、拡充、現状維持、廃止というのはいか、順番がでこぼこしているのか、何というか、普通、拡充、現状維持、縮小、見直し、廃止という順番じゃないですか。レベルとしては。ちょっとその順番の並びかえをしたほうがいいんじゃないかということもちょっと思いました。最初のAの部分だけこれ、単年度で長いからややこしいんですけど、なぜなら、要は言いたいのは何というか縮小、見直しの次は拡充で、その次は現状維持で、最後は廃止とならないと、順番がでこぼこ感があると。これちょっと直したほうがいいと思います。

それから、例示で多分、単なるミスやと思いますけども様式3の今後の事業方向性の理由のところは1と4になってるんですけど、多分これAとDやと思うんですけど、これは多分表記の直しをしたらいいと思いますが、ちょっと済みません、見ていて、あれこれどうということだろうと思ったんで、それくらい簡単な。

どう客観的に評価づけるかは非常に難しいと思うんですけども、事務事業評価なんかでもいろいろ指標をつくらはるんやけども、それがどの程度妥当になるかというの

がいつも問題なりますけど、ちょっと何らかの、アウトプットとアウトカムやとか、その指標、レベル化するとかいうことも必要かなとちょっと思いました。

○新川会長　　ありがとうございました。

　　A B C Dは、また考えといてください。

○早瀬会長代理　　これは、実に事務的なんです。

○新川会長　　早瀬委員からありました前段の理由づけのところをどうやって客観的に書いていただくかというような、これちょっと事務局でも少し工夫をしてそれぞれ調査をされる際に各局、各御担当が、できるだけ自分たちの御判断もありでしょうけれども、外からも見られていますというようなところを書き込めるような形で工夫をしていただければというふうに思います。難しいですけど、ちょっと工夫をお願いしたいと思います。

○早瀬会長代理　　ですから、どのぐらいにどういう評価をするかはわからないんですが、様式3で実績で例えば65万円の予算に対して5万1,000部を発行するというのは単価はいいんですかね。何か、こういうことの指標で人数にするのか、何円にするかによってまた大分評価が変わってくるんですけども、そのあたりのところもみていきたいなと思っています。

　　これは大変やな。回答してくれるかな。

○新川会長　　初めてのことなので。

○早瀬会長代理　　初めてのことですよね。いつも市民局の事業だけ分かっているんですよね。

　　追加してなんですけど、そもそも、例えばその予算の支出科目の中に協働事業とか推進事業なんて科目はないんで、普通の施策が協働とも言える、市民活動推進とも言えるというようなこともなる可能性があると思うんですね。例えば、福祉局でやっておられる地域ネットワーク委員というのは、あれは協働と考えるのかどうかというのは考え方だと思いますのですが、ある意味では、地域の人に参加してもらって地域福

祉ネットワークを進めているのだから、協働事業なんだというふうにも言えるかもしれない。そこらについてとりあえず最初だから、一応出してもらおうということなのかもしれないけれども、逆に見てて何でこれ上がってないのというようなことを、市民局のほうから問いかけてもらおうとかいうことが必要になるんじゃないかなと思って、その逆もあって今は復興予算じゃないですけど、何でこれは復興予算やねんというのがよくある話があるんですけども、国の予算でも新しい公共ということに絡んだ追加事業もものすごくあるんですよ。1, 200個くらいあるんですね。本当はね。よく新しい公共支援事業ばかりが注目されますけども、本当はちょっとくつついていていったらもうすごい膨らむんですけども、多い分はまだいいんですけども、抜けている場合に我々が評価できないときもありますから、その辺の働きかけが一番大変だろうと思いますけども。努力いただければなど。これも言わずもがなかもしれませんけども。我々があとで、第1次の結果を見たあとで区役所とか市の状況を知っていたら、これ何で入ってないんやろなということを次に言うのかもしれないけれども。そんなことを思いました。

○新川会長　　なかなか難しい注文がたくさん出ていますが、できるだけそういうところをするというようなことで、まずは、やってみるというのが大事だと思いますので。そのほか、どうぞ、山田委員。

○山田委員　　指針の実践編作成の時のことばかり言って申しわけないのですが、先ほどの早瀬委員のお話にもありますように、あのときかなり協働事業を出したと思います。まだそれでも足らなかった分もあったと思います。実践編のときはまだ整理されてない状況の中で、今、早瀬委員がおっしゃってたような事業も、かなり出されていたと思いますし、さらにそれから新たに出てきているものもあると思いますので、それだけでも拾っていただければ、出てくると思います。先ほどのネットワーク委員の話なども前のときにも出ていましたよね。そこも整理していただければお声かけやすいのではないのでしょうか。事務的には大変と思いますが、以前やられたものを踏ま

えながらプラスされ、抜けてる部分をお声かけいただければいいのではないかと思います。

○新川会長　　ありがとうございました。貴重な御助言をいただきました。

協働指針の策定段階で随分と、庁内のデータを集められたようですので、そのあたりも参考にいただきながら、今後検討すべき対象、チェックをよろしく願いをしたいと思います。

済みません。御紹介がおくれてしまいました。田中委員が遅れておいでになられました。なかなか、ちゃんと御紹介しないと発言もしにくかったらうなと思って、大変申しわけございませんでした。事務局済みませんが、御紹介をよろしく願います。

○大場市民活動担当課長代理　　御紹介が遅くなりましたが、日本労働組合総連合会大阪府連合会副事務局長の田中委員でございます。

○田中委員　　済みません。遅れて申し訳ございません。田中です。よろしく願います。

○新川会長　　これで、心置きなく。

済みません。中断をさせてしまいました。よろしく願います。

どうぞ、そのほか今後の調査、それから先々の市民活動推進に向けた新たな考え方をつくっていく上での要点につながるようなところございますので、この調査等について、また内容について御意見をいただければと思います。どうぞ、池田委員。

○池田委員　　先ほどありましたけども、これから区の行政単位でいろいろ運営していかれるということなんですけども、その場合、大阪市として区のほうにどのようなスタンスで対応されるというんですか、例えば大阪市で各区に共通するような基本的な方針を決めて、あとは自主的に区の運営に任されるのか、もう全然区の方針に任せてやってしまうのか、その辺の市役所としてのスタンスがどういふようになるのか、ちょっとお教えいただきたいなと思うんですけども。

○新川会長　　それでは、お願いします。

○世古市民活動担当課長　　ちょうど、そういった区長への権限移譲というのですかね。予算権とか、決定権という言い方をしているんですけども、そんな作業を今しているところです。実際、市民活動担当の事業がやっているのは、やはり先ほど言っていたニア・イズ・ベターですので、法律上の何かがない限りどんどん決定権を区長のほうに持っていくというのが基本スタンスなんです。ただ、区においてはその事業が局でどんなやり方してたか、ようわからへんので、一旦はどんなやり方でしていたのか教えてくれって言われてますので、局としては来年こんな形で予算を組んでやっていきたいと思っているが、どうでしょうかって今聞いているところですわ。そんな嫌やって言われたら区に予算を持って行って区で実施するというふうな進め方になりますので、基本的にはセーフティネットみたいな基本的なものは局でしながら、区が独自になされることについては支援していくという立場です。区長が決められたことを実現していくために、補助機関という言い方をしているんですけど、僕等は、ラインの部下として協力というんですか、支援していくというふうな立場で今、臨んでおります。

○村上市民局長　　少し補足。先ほど申し上げましたように、御意見でもおっしゃっていただきましたように、これから各区の独自性というのを出して地域の方の声をくみ上げて区長が決定していく。そのための財源も区に渡していくということなんです。

一方ではまだ、政令都市の大阪市がございますので、そのことが市民にやっぱり不公平、納税者に対してサービスが不公平になるとか。例えば、やっぱりこれは大阪市の施策としてやらないかんことが、ある区だけやらないよということ、やっても構わないことと、そうでないこととがやっぱりあるわけですよ。それは、やはりまだ区に分権するといいいながら局があるといひますのは、そういう基礎的な部分はやっぱりしっかりとしたベースは基本的な施策は局のほうで、もちろん区長の意見はちゃんと聞きながらですけども、その方針は持ちながら行っていく。その上で、各区ごとに

積み上げていく部分は、今までは局の指示があって、大阪市全体の予算の中でやってきたんですが、今後は区の予算の中でその積み上げはやっていってくださいねというような、そんなイメージになってくるんですね。

ですから、やはり基本理念、基本方針といったところが、その新たな基礎自治体に移行するまでは、やっぱり大阪市として大阪市長があって、大阪市の議会があるわけですから、そこできちっとマネージメントをしていくということは、これは変わらないということなんです。

ただ、区のその中での裁量範囲がどんどんこれから拡大していくんだというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

具体的なそのグラデーションといいますか、色がどこかで境目があるんじゃないかと、じわっと変わっていくような感じになっていまして、今、ちょうどその移行期です。でどれだけこれから区に移っていくんだとか、局と区、あるいは政令市である大阪市区の関係がどんな関係になっていくのかというのが、まだちょっとさっき課長が申し上げましたように移行期で、はっきり具体的に御説明するのはなかなか難しいということなんですけれども、やはり今、大阪市としてのもちろんその市政改革基本方針も大阪市の方針ですし、やはりその地域活動というのは大阪市内の中で基本的な一つのルールの中で地域活動が行われたりもしてるわけですから、その中で各区ばらばらに、もう知りません、勝手にやってくださいということにはならないと考えています。どこが基本的なルール、どこが応用編なのかということ、これはまた、我々今までは局が一方的に決めていたんですけど、各区長さんとコンセンサスを図りながら、議論しながらここは局でやらせてくださいね、ここから先は区ですよということを取り決めをしながらやっていくと、そんなイメージで今進めているというような感じになります。

○新川会長　　よろしいですか。

○池田委員　　よくわかりました。

○新川会長　　どうぞ、徳谷委員。

○徳谷委員　　この調査からはちょっと外れるかもしれないんですけど、今、局長さんのお話で区が重点の施策を決めていくと、そこには東住吉区、私、東住吉区なんですけど、地域にべったりなNPOなんですけど、東住吉区には14連合ありまして、それぞれ地域性があるって、そこでまたそれぞれ地域で重点を決めてやっぱり住民自治でやっていくと思うんですけども、今まで区役所が私も10年目になるんですけど、少し遠い位置であったのが、これからはもっと近い位置で区役所、区政と何かこうやっていけるのかなと期待感もあるんですけど、逆に地域に根ざすNPOとしては、どこまで区の施策に入っていけるのかなという地域のそれぞれの14個やったら14個にそれぞれ福祉推進の共同体ができると思うんですけど、そこにかかわっていけるのかなという心配と。

隣のおじちゃんやおばちゃんや若い小学生とか、幼稚園の子供さんもっている大人の方々が今、池田委員もおっしゃったみたいにとどこまで市民協働とか区政、学区が変わっていく市政改革についての意識を熟成させていくのがものすごい大事かなと。ラウンドテーブルがありまして、市民と地域とNPOと企業と学校も入っていくかと思うんですけど、その中で自分たちでじゃあ課題を見つけて掘り起こしてコミュニティビジネスやソーシャルビジネスに結びつけていこうという気概が湧き上がってくるようなものが、その地域にないと、やはり今できても継続は難しい。市民協働もそうやと思うんですね。やっぱりこれが大事でやっていこうというその熱意みたいなものをそこから湧き上げてくる、こう仕掛けみたいなものが、一般市民の方々、私たちも含めているのかなと思うんですけど、質問ではないんですけど、その辺はこう市民に向けた啓発みたいなものが何かいい案があるんでしょうか。ちょっと調査から離れてしまいました。

○新川会長　　特に今後、区にどんどんと権限移譲が進んでいくそれぞれの区がより自治的に動いていくという段階で各区で本当に地域の皆さん方と良い協働の形ができ

上がっていったり、あるいは市民参加、市民参画がどんどん進んでいったりするよう
な、そういう状況が生まれる、その条件設定とか環境設定みたいなのをどう考えてい
くかということだろうと思いますが、かなりの部分はこの市民活動推進審議会での市
民活動にかかわる枠組みをどういうふうに当面本市で考えていったらいいのか。それ
から、その先は各区で考えていただいたらいいのか、そういう議論を恐らく、我々も
していかないといけないんだろうと思っているのですが、そんな考え方でいいんでし
ょうか。事務局。

○村上市民局長　まさに、徳谷委員がおっしゃったようなことも、これからこの審
議会の中でも議論を深めていただいて、ぜひ我々に対しても提言といたしますか、意見
として取りまとめていただく中にそういったことも、御議論も含めていただいたらと
いうふうに思うんです。

大きいその市全体の方針の中で、かなり市長も自己責任といたしますか、非常に強く
求めておりました、ある意味この協働であるということについて市民あるいは団体の
側に責任を求めるといたしますか、ちょっと変な言い方ですけど。

ただ、市もやっぱりどの部分で責任を果たすのかというその辺をこう明確にして、
そのお願いをしてやっていただくというような関係から、やはりその一緒に議論して
その課題の解決のために何ができるかということで、お互い責任ある当事者としてや
っていきましょうという形に変えていこうとしていると。補助金を、例えば運営補助
から事業補助に変えていっているのも、そういうことのあらわれなんですけれども、
やはりこれをうまくやっていくためには、おっしゃるようになされていることが
伝わる人には伝わっているんですけども、そこから広がりがなくて全然、情報が実は地
域の方々に伝わってない。響いてないというようなことがある意味問題かと思えます。

今、各区長も一つは今まで以上に積極的に今までにないようなやり方でいろんな方
の意見をちゃんと区政でくみ取っていくことを市長も強く求められていますし、もう
一つは、情報発信をこれも根本から見直して、区長自身がやっぱり責任として地域に

対していろんな情報、どんな情報をどう出していくかという、これそのものが今、区が競って、知恵を絞ってアイデアを出してやっていかないといけない。今までは24区横並びみたいな感じで、情報発信のツールが決まっておったんですけども、その辺も切磋琢磨というようなことで言われていまして、そういう中でどんどんこれから情報、状況も変わっていくと思います。

ただ、そのためには、相互作用といいますか地域の皆さん方、団体の方々から区のほうにも、もっとこういう情報を出してほしいとか、こういう情報が必要なんだとか、こういうことを知ってほしいと、そのようなやっぱり対応の場、それも先ほどおっしゃったようなラウンドテーブルみたいな形であったり、いろんなもっと今までにないような形でいろんな人と会って、あるいはインターネット上のツールも活用しながら、いろんな方の意見を聞いて、それをまた発信していくと、そういうことをこれから活発に各区長が取り組みながら、仕組みを変えていくということになっていくんじゃないかというふうに考えております。

○新川会長　　どうぞ、木下委員。よろしくお願いします。

○木下委員　　今のお話でもあったんで、実は各地域でいろんな団体、役割担っている団体の個人、みんな自分らの力、地域をちょっとでもようしたいとか困ってはる人にお手伝いしたい、皆思っているわけですよ。ただ、こう新しいこういう形でどんと来た場合、各役割持つてはる人は何か敵対心みたいな、NPOとかそういう市役所のほうが新しい何とか言われたら、何か今までのことを否定されているみたいな感じをお持ちになっている可能性は多々あるんです。でもここでお話になっていること実に前進、一歩前進にも前進ということでやってみることが、なかなか伝わってないというか、もうそんなんやったら補助金要らない、私らでするわって、また乖離を段々していったら、何の意味もあらへんと思うんです。

そやから、そこをどう、これ見ても何かその地域で今までやってはることも大事やねんでいうことが一つも見えへんみたいなところがほんと、地域にいつてもた、や

っぱりなとなってしまうかと違うかなとすごく思っています。私なんかが市民、個人としてここに出させていただいているのは、やっぱりそこらあたりかなと思うので。何かそういうところが、加味されたり話し合いしてまんねんどか、決してそうじゃないんですよみたいなこと。おかしい。だって本当にそこが、上手に私、よう言いませんけど、そこが一番のポイント違うかなと思っています。済みません。勝手なこと

○新川会長 ありがとうございました。

地域を支えてきた自治会や地縁の団体、その連合会、分厚い歴史が大阪はございます。

また、あわせてこれも議論があるかもしれませんが、意見もいただいておりますが、コミュニティの協議会もつくってこられました。こういう活動はたくさんあって、加えて福祉系のいろんな団体が、地域でまた伝統的に活動しておられます。そこに新しいボランティアな組織、あるいはNPOと呼ばれるような組織がいろいろと活躍をしてこられてと、こういう非常に重層的な地域の活動の実態というのがあります。そこに、行政が市民参画とか協働、あるいは区政との協働ということを言い始めたときに、さてどんな姿になってくんだらうかというのは非常に難しい方程式を解かないといけないとそんなところもちょっと出てはきてるのですが、そのあたりも含めて市民活動をどう促進していくのかというのが我々の役割というふうに御理解いただければ、ここでの議論というのが特定の志を持ったNPOの方々だけではなくて、むしろ地縁のいろんな活動を地域の中である意味で総合的に活動しておられるような方々も含めて一緒に活動していかないといけないというところをどう組み立て直すのかということにもつながっていくはずだというふうに思っているのですが、下田委員はそのあたりは何かもし御意見ございましたら。

○下田委員 私、しゃべりだしたら、いつも止まりませんねん。というのはね、大阪市の、市長が変わってから、本当に大阪市をわかってないんですよ。それまで市民

が活動していることを。

現在、コミュニティ協会が24区にあって、一生懸命やっている理事長がいます。区によっては本当に積極的にやっています。

コミュニティ協会の中にはいろんな団体が入っていますね。商店街にしてもNPOにしてもいろんな団体が入っていますので、どんな行事やっていくのか。それぞれ専門の団体でございますので、青少年指導員とか福祉委員とかそういうのはあくまでも青少年のであって、やっぱりこれから大阪を引っ張っていくのは子供たちだから、子供をしっかりと健康で勉強もさせていこうという役割とか、また、体育厚生協会については、やはりお年寄りに元気で過ごしてもらうためにいろんな行事をやっております。先日も皆で歌おうという事業を、住之江区民ホールでやったんですけども、そこはあんまりチラシを配ってなかったんですけども大体600人、超満員ですわ。それで、皆大きな声で歌ってね。他にも健康づくりでハイキングとかいろんなことをやっております。それぞれの分野で、それぞれの環境の中で頑張ってます。

それから、NPOについてはNPOさんだけでもどうにもならん問題があって、住之江区の場合は、区内のNPOの関係の人を調べましたら大体8団体ありまして、今年はじめにその団体に集まっていただき、いろいろ協働で、住之江区のために頑張ってもらいたいという働きかけをやっております。しかしながら、本当に失礼ですが、理事長の名前だけが欲しい人が多いんですよ。本当。そうならないように一生懸命に私もやっているんですけども、やはりそれを支えてもらえるのは、各種団体ですね。だから、今年はずっと各社会教育団体のトップとばかり毎晩会っているんです。それであんたこの区はこういうことにはええけれども、こういうところが悪いと。だから理事長にもっと一生懸命頑張ってやって。いや、うちのとこのあれはあきまへんで、それではあかんというような調子をやっておりまして、区によってはものすごいすばらしい区、また、いやもっとこうやりゃええのになという区もありますし、それぞれの特徴がございますので、一概に言えませんが、それぞれの区がやはりもっと発

表していかないと思っています。どんだんうちは発表させているんですよ。そうすると、そんなええことするんやったら、うちもやろかと。そういうまずは社会教育団体を増やしていきたいと。昔は大阪でも町会長とか連合町会長とかいうのは、金持ちと暇な人が多かったんですよ。名誉職ですね。これではだめだということで、例えば青少年指導員経験者が町会長になるみたいに、今の大阪市でも町会長に社会教育団体経験者が多くなってきたんですよ。だから多くなった区については、本当に積極的に区の中でもっとこういうふうにやろうと工夫して一生懸命やっております。

これは私にも大きな責任があるような気がしますのは、昭和29年に青少年指導員制度が中井市長のときにはじまり、その時から私いまだにやっております、皆教えた子が皆大人になって中には検察庁の検事とか警察官とかいろいろな人がおりますけれども、私としてはコミュニティ協会というのは、やはりそういった地域活動の一番のポイントの位置にあろうとこういうふうに思っておりますので、今までに先生方がおっしゃっていただいた、それぞれの分野の専門は大事ですけども、全体的な問題の調整については、やはりコミュニティとしてやる。また、地域振興会も、私も区の会長やっていますので感じますけど、そこにはものすごい温度差があるんですね。だから、やはり皆と今の会長とも話しながら、これではだめだと、役だけ欲しがるとか、うちの区はそんな次にやりたい人おりまへんどかね、というような調子で情報交換して検討して。私はここ2、3年ぐらいしたら十分24区が足並みをそろえるんじゃないかなと言っております。皆さん方の御意見を頂戴しながら、今までずっと黙って聞いておりますけれども、私は持ち帰って地域振興会とかコミュニティ協会に報告して共有していこうと。やっぱりコミュニティ協会というのは一番大事なところやと思うんです。

というのは本当に先ほど申しました社会教育団体、本当に汗を流してくれる人ばかりが集まっていますからね。

だから区民まつりでも、商店街なんかでもほとんど半値で売ってくれるんですね。

もちろん今度は粉浜の商店街、次は加賀屋の商店街、次はあんだのところでしょうと、毎年同じところでなしに順番にやっていただいています。また、それぞれの分野で、やはり例えば住之江は材木の間屋が多いですから、平林の材木間屋に言って、子供に工作をさせるためにもっと材料を出してやってほしいとかね。やっぱりそういうことが一番大事だと思っております。今後皆さん方、そうそうたるメンバーばかりですので、よく勉強させていただき、それを持ち帰りまして頑張っていきたいと思います。

○新川会長　　ありがとうございます。どうぞ。

○早瀬会長代理　　その点で、今まさにおっしゃったようなこともあって、まさに地域で地道になさっておられる活動も、もともとのこの楽市楽座の中でいうと市民活動団体から地域の団体もテーマ型の団体も両方とも市民活動団体やという位置づけなんですよ。何かそのいわゆるNPOというイメージのものだけじゃない。逆に言うと調査のほうでも、だから例えば社会教育をなさっておられる団体に対して市役所なり区役所、どういうふうな協働関係つくってきたのかということをちゃんと評価、そういった評価というか実績をちゃんと載せるようにしないと全体像が出てこないんじゃないかなと思います。そのこともちゃんと認知しますよという形にしないといけないかなと思いました。

○新川会長　　ありがとうございました。どうぞ、池田委員。

○池田委員　　一つ、お願いというんですけども、私余り活動に参加してないので、偉そうに言えないんですけども、活動に参加されている方はどういう、例えばNPOとかいろんな市民団体があるというのは御存じだと思うんですけども、参加されていない市民から見たら自分等の地域にどういうそういう活動をされている団体があるのかというのが多分わからないと思うんですよね。ですから何かそういう市民にこういう団体があって、こういう活動をしていますよという何かわかってもらえるようなことをどういう方法がいいかとちょっとわからないんですけど、資料とか何かそういうことを配布するか、そういうこともちょっと考えていただけたらいいんじゃないかという

ふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○新川会長　　ありがとうございました。

○下田委員　　今、回覧にしましてもほとんど3枚にしたら、上だけですわ。見るの。下を見ないんです。そういうことで、いや、そんなん知らなかったわという方が多いんです。それで、うちの町会の場合はお年寄りについては全部回覧でなしに一枚ずつ渡すんです。掲示板に貼って、できるだけ掲示板を多くして、例えば敬老の日やったらお年寄り、各町会で皆知りますから。対象の人にも渡すんです。皆来てください。こういう特典がありますよと。こういうおもしろいことがあります。そうなりますと、ものすごく人が増えてきます。だから我々が行事をするにしても、いかに市民に区民の人に、町会の人にわかってもらえるかというのが課題です。今までは回覧でもよく見てくれとったんです。今は、お年寄りの目が、私は目が見にくいとか、一番大事なものはできるだけ上におさえるんですけれど、2枚目、3枚目になったら見ていませんわ。そういうような形で、やはり我々も責任があると。だから行事をする際にはできるだけ、実施する団体がいかにPRしていくかということもやっぱり考える必要があると思います。

○新川会長　　行政だけではなくて、市民の側も努力をせよということだと思います。ありがとうございました。そのほか、もしございましたら。

○渋谷委員　　シャープで以前の労働組合で、今は立場を変えてCSR推進室ということで、市民活動に参加させてもらっています。

私どもが参加する場合は、自ら考えて例えば非常に稚拙なことかもしれませんが、近隣の清掃とかそういうものからはじまって、少し内容のあるものということで、ここに御参加のNPO法人の皆様の御指導をいただいたり、または行政のほうからこういう活動をしてみてはどうだとシャープのこういう施設を使ってやってみたらどうだと、こういうようなことで御指導いただいて、例えば里山づくりだとか、あるいは、授産施設、菓の販売とかそんなことをさせていただいてるんです。

考えるに、私どものような企業であれば、そうしたアドバイスをしてくれる、指導をしてくれる、一緒にやってくれる、こういうところがあると非常に従業員とか、またその御家族にもものを伝えやすく、そして結果としてそれが市民活動の活性化につながっていくんだろうと思うんですけど、これが、この単位が区になったときにそういうところに、そういうような窓口が今の市と同じようにそこにいらっしゃる村上局長と同じように、非常に熱い心をもって、我々に適切なアドバイスしてくれるようなところとか、均等にそろえるのかなというのが少し、不安が残るということと、もう一つは今もそうなんですけども、これ逆の立場になりますと、企業とそういった活動してらっしゃる方のマッチングという機会というものを、もう少し細かく持てばいいのかな。

これは、全然違う話なんですけども、私どもはシャープという会社でいろんなところと取引しているんですね。全国で大きくて2,000社ぐらい、中小を入れると7,000社ぐらいあると思うんです。では、地元の大阪の中堅中小の方とどれだけお取引をしているのかと、あるいは奈良県の中堅中小とどれだけ取引しているか、実は余りしてないんです。大体、一旦取引が始まるとずっと同じことやっているんです。ですから、NPOとか、市民活動の世界でも多分同じだろうと思うんですけど。その名前が非常に売れている、大阪ボランティア協会とか20年ぐらい、私お付き合いさせてもらってますけども、多分もっと違うところがたくさん出てきてて、恐らくその区の単位でいけば、もっとうまくマッチングするんだろうと思うんですね。そういう機会をつくるために意識して企業マッチングとかいうのを会社でも年に1回くらい奈良県のそういう団体と会社が、見合いじゃないですけど、そうやってお宅とは何かうまくいきそうだなと、やっていきましょうとかいうのをやっているということで、そういう機会をつくっていくというのも分散化すればするほど、そういうのが必要になってくるのかなというふうに、このお話を聞いていて感じたところです。

○新川会長　　ありがとうございました。どうぞ田中さんも。

○田中委員　ありがとうございます。途中からで、ちょっと言いにくかった部分もあるんですけども、やはり新しい取り組みということで、P D C A全てが大事なんですけども、やはりチェックすることがこの審議会の中でも今後求められてくるのかなと、より思います。

そして、一つお願いとしたいことがございます。ちょっと感じたことですが、今後の審議会に望むにあたっては、事務局の方に大変御足労をお掛けいたしますが、当日の審議内容を各委員に出来る限り、事前に周知いただくことを希望いたします。そのことで、各委員は、自分の考えを整理すること、さらにはいろんな方々の意見収集を行うことで、少しでも、地域や市民の声・思いが反映できると感じます。そういう意味でも、事務局の方々には、要望として出しておきたいと思います。

以上です。

○新川会長　ありがとうございました。

そろそろ予定をしておりました時間が尽きようとしておりますが、各委員から何かございましたら来年の2月までなさそうでありますので、ここで言うておかないとかなかやってほしいことも、やっていただきにくいと思いますが、いかがでしょう。おおよそよろしゅうございますでしょうか。

それでは、市民活動推進に向けた取り組みについてということで、特に今後の調査検討の御方針について御説明をいただき、各委員から御意見をいただきました。その中ではこれまでの取り組み状況をどう評価をするのかということについて、いろいろと各委員から御意見をいただきました。

一つはやはり、この取り組みの主体としてまずは各局、それから各区というのをきちんと網羅をするようにということでお話がありました。

それから、もう一つは、相手方といいますか、市民の側、こちらのほうについてもできるだけその御評価というのをいただけるような、そういう手法を考えてほしいということ御意見をいただきました。行政側の評価だけではなくて市民の側の評価と

いうこともぜひ、この今後の取り組みに向けての調査の中で考えていただきたいということをごさいました。

2つ目のポイントは、その際に特に協働やあるいは、市民活動推進ということを考えていくときに、どうもNPOであるとか、あるいは新しい公共を担うようなそういう担い手のところに目がいきがちですが、その中には当然地域の従来からの地縁団体といいますか、町会であるとか、地域振興会であるとかコミュニティ協会であるとかが入ってくるはずだということですし、従来からある社会教育団体、福祉団体、さまざまな団体も全てかかわってくるはずだということでもあります。

そういうところまで含めてこうした地域協働や、あるいは市民参画ということを中心にちゃんと捉え直していくということが必要なのではないかとということで御意見をいただきました。

大きな3つ目はやはり、その際に企業というのをどう考えていくのかということについても御意見をいただいたかと思えます。企業も企業市民という言い方がございます。そして、現実にそれぞれの地域の中で大きいところを大きいところなりに、そして、小さいところは小さいところなりに、先ほどの下田委員からの御紹介もありましたように地元の事業者の方が地元の子供たちのために頑張っておられるというようなケースもあります。

こういうところも地域の重要な担い手として、またある意味では協働の担い手として場合によっては、企業市民としての市民活動という観点でも捉え直す必要があるかもしれないということで御意見をいただいております。

こういういろんな主体や客体というのをある意味ではこれからの大阪市、あるいは区に移るかもしれない市民活動推進という観点でできるだけ広く捉えておかないと取りこぼしが多いのではないかと、こういうことで御意見をいただいたかと思えます。

調査に際しての大きな2つ目の論点は、この調査にあたってのそれぞれの事業とかあるいは、協働のパターンといいますか、組み合わせによって調査をすべき内容とい

うのが少しずつは違ってくるはずだと、相手方との関係であるとか、あるいは市としての事業のパターンによって同じ補助といっても補助の中身が違ってくるということでもあります。

このあたり、どこまで詳しく調べられるかという問題もありますが、やはりそうした事業の性質、特性というのに合わせた協働や、あるいは市民活動支援の環境づくりといったような性質の違うものを適切に扱えるような、そういう調査の仕方をぜひお願いをしたいということで御意見をいただいたかと思えます。

調査にあたっての大きな3つ目は、評価とか評価の客観性ということについて御意見をいただいたかと思えます。評価の基準をどうするのか、また、それが客観性があるよということをどういうふうを確認をするのか、数字がいいのか言葉がいいのか、いろいろ議論はあろうかと思えます。

また、実施をしておられる行政側だけの評価でいいのかあるいは、第三者評価的なものまで必要なかといったようなこともあろうかと思えます。いろいろ難しい面もあろうかと思えますが、できるだけこの評価についても説明責任が果たせるようなそうした評価と、その基準でもって考えていただきたいというのが、恐らく当委員会の委員の皆様方からの意見だったのではないかというふうに思っております。

そのほか、これからの市民活動推進に当たりまして、重要な幾つかの御示唆をいただきました。

区の今後、区に権限移譲をされるということにあたって、この市民活動推進ということはどういうふうに各区でも進めていっていただくのかということについてさまざま御示唆をいただきましたし、また、翻って当大阪市として、またこの審議会としてどういうふうにこうした問題にかかわっていったらいいのかということについても御意見をいただきました。

具体的な市民参画の手法や協働の手法に向けての御提案もいろいろいただきましたし、その際の地域におけるさまざまな団体の役割、そのありようということについて、

またそれとの、それに対する行政の対応の仕方等々についても御意見をいただけてきたところです。このあたりは、今後恐らくその楽市楽座見直しということにいずれはなっていくかざるを得ませんが、その際に参考にさせていただく貴重な御意見ということでぜひ、事務局でも受けとめておいていただければというふうに思います。

とりあえず、私のほうからのまとめは、これくらいにさせていただきます。そんなところで委員の皆様よろしいでございますでしょうか。

それでは、本日の審議部分につきましてはいろいろと御熱心に御議論をいただきましたが、およそ以上にさせていただきます。恐らく次回の審議では、調査についてのいろんな結果というのを御報告をいただいて、また委員の皆様方に御審議をいただくとそんなことになろうかと思えます。

本日の予定事項につきましては、以上でございますが、次回以降の審議で特にこんなところをさらに調べておいてほしいとか、こんな項目についてデータを集めておいてほしいとか、もし委員の方々に何かありましたら、いただければと思えますし、きょうは大分お話をいただきましたので、もし何でしたら、お気づきになられた段階で事務局に御連絡をいただいて可能なものはそろえていただくというようなことでもよろしいかと思えます。今はちょっと難しいかもしれませんが、後ほどということにさせていただきますので出していただければというふうに思います。

今日いただきました調査の方針やいろんな御意見を踏まえまして、また次回どういう審議の中身にしていくかと、ある程度の調査結果が出てこようかと思っておりますが、次回の進め方についてはまた、私それから、委員長代理とも御相談をさせていただいて、また今後詰めさせていただければというふうに思っております。

それでは、本日予定をしておりました議事内容は以上にさせていただきます。どうも本当に長い時間活発な御議論をいただきましてありがとうございました。

では、事務局にお返しをさせていただきます。

○大場市民活動担当課長代理 ありがとうございます。

時間おしておりますが、事務局から事務的な説明事項2点ございますので、説明をさせていただきます。

1点目が委員報酬についてでございます。御承知のように本市では財政状況の改善に向け、職員の給与のカットを実施しており、審議会等の委員報酬につきましても平成24年4月から平成27年3月までの3年の間、3%の減額措置を実施することになっております。

このため、報酬額につきましては日額所得税込みで1万6,500円、皆様方にはお伝えしてきたところでございますが、3%減額し、1万6,005円となり、金額につきましては、大阪市のホームページ上で公開をされることになっております。

なお、皆様への入金額につきましては、報酬額から所得税を差し引いた額となっております。まことに、恐縮でございますが何とぞ御理解のほう賜われますようよろしくお願いいたします。

もう1点、会長のほうからもお話がございました。また、資料にもありましたが、次回の審議会日程についてでございます。

資料にございましたように2月の前半ごろの開催を予定しております。また、具体的な日程につきましては、新川会長、早瀬会長代理に日程をお伺いし、後日また日程の調整を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

本日は長時間にわたりまして、御審議いただきましたことにありがとうございます。

閉会 午後5時00分